

## 令和5年度磐田市地域包括支援センターの事業計画

- 1 磐田市地域包括支援センター事業運営方針 1～6ページ
- 2 業務詳細計画 7～20ページ
- 3 収支予算書 21～27ページ



令和5年度

磐田市地域包括支援センター事業運営方針

磐田市健康福祉部高齢者支援課

## 【基本的事項】

### 1 背景

本市の総人口は減少傾向にある中で、令和7年に団塊世代全員が75歳以上となり、高齢者人口は令和22年にはピークを迎え、高齢化率は32.6%になると予想されています。既に、前期高齢者を後期高齢者が上回り（令和5年1月末時点）、要介護（支援）認定者や認知症高齢者の増加、介護の担い手不足等を背景に、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の役割はますます重要となっています。

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、「やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり」を基本理念とし、地域住民が支え合い、高齢者、障がいのある人など、すべての人が、いつまでも可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現に向けて、市民自らが運動・食生活・社会参加に着目した健康づくりに取り組む環境の整備など、しあわせな最期（健康長寿）を迎えられることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

### 2 方針策定の趣旨

この方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における基本理念・基本目標の実現に向けてセンターの担う役割を明確にするとともに、円滑で効率的な事業の実施に資することを目的とします。

### 3 市の役割

市は、実施主体としてセンター運営について体制整備及び機能強化に努め、適切に関与するため、主に以下の役割を担うこととします。

- ・センターの運営方針の明確化と継続的な評価・点検に関すること
- ・センターの運営体制の確保に関すること
- ・地域ケア会議の運営・総合調整に関すること
- ・生活支援体制整備事業の推進に関すること
- ・在宅医療・介護連携の推進に関すること
- ・認知症施策の推進に関すること
- ・虐待や困難事例等に対する支援、関係機関との連携支援

### 4 介護保険運営協議会の役割

介護保険運営協議会は、センター運営について公正・中立に実施できる者への業務委託や担当地区の設定、センターの事業実施方針等について審議します。市は、介護保険運営協議会に対し、センターの運営状況等を報告し評価・助言を求めます。

## 【事業実施方針】

### I 基本方針

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、地域包括ケアを推進するため、Ⅱ・Ⅲに掲げる事業を一体的に実施し、医療・介護・福祉等の関係機関や多様な社会資源の連携拠点として中核的な役割を担います。

センターに配置する各種専門職は、各々の知識を活かしながら互いに業務の理念や骨子を理解した上で連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていきます。

### Ⅱ 包括的支援事業

#### 1 センターの運営

##### (1) 総合相談支援業務

###### ① 総合相談窓口としての機能

- ・地域住民の身近な相談先として、高齢者一人ひとりの相談に対し、丁寧かつ迅速な対応を心掛ける。
- ・ワンストップ相談窓口として、相談者に必要な情報を収集及び提供し、適切な機関又はサービスへつなぐ。また、相談内容に応じて継続的な支援を行う。
- ・相談内容について、正確な状況把握や緊急性の判断を行い、関係機関と連携を図る。
- ・継続支援が必要な相談には、十分なアセスメントを行い、支援計画を作成する。
- ・家族支援の視点を持ち、事前対応を含め関係機関との連携を図る。

###### ② 実態把握のための活動

- ・個別的支援が必要な対象者を訪問し、心身の状況や生活環境等について実態を把握し、個別課題（ニーズ）への早期支援を行う。
- ・個別課題と地域との関係性を明らかにし、一体的に支援する視点を持って地域アセスメントを行う。

##### (2) 権利擁護業務

すべての支援過程において、常に権利擁護の視点に基づいた支援を行い、緊急性が高い事例には迅速に対応する。普及啓発及び地域支援ネットワークの構築により、権利侵害を未然に防ぐことや権利擁護支援が必要な人の早期発見に努める。

###### ① 成年後見制度の活用

- ・制度の広報活動と利用促進に努める。
- ・関係機関と連携を図り、迅速な対応を行う。
- ・「磐田市成年後見支援センター（中核機関）」と連携を図り、円滑な運営に協力する。

- ② 高齢者虐待の防止及び困難事例等への対応
  - ・高齢者虐待については、磐田市高齢者虐待対応実務者マニュアルに基づき、迅速な状況把握、市との連携により適切な対応を行う。
  - ・困難事例については、必要な情報収集と適切なアセスメントの上、緊急性の判断、関係機関との連携を図り、ケース会議等で対応を協議する。
- ③ 消費者被害の防止
  - ・必要な情報を収集し、地域の高齢者への情報提供・予防活動を市民相談センター・民生委員児童委員等と協力して行う。
  - ・消費者被害の被害者に対しては、事実確認後、関係機関と連携して救済支援を行う。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ① 関係機関との連携体制構築
    - ・医療・介護・福祉のサービス機関を把握し、連携体制を深化させる。
    - ・交流センターや生活支援コーディネーターと地域づくりの連携体制を構築し、地域資源（インフォーマルサービス等）の把握に努める。
  - ② 介護支援専門員に対する支援
    - ・介護支援専門員が相談しやすい環境を整備する。
    - ・多職種連携会議の活用と地域ケア会議の効果的な実施により、介護支援専門員の資質向上に資する支援を行う。
  - ③ 支援困難事例等への指導・助言
    - ・支援困難事例に対し、助言や同行訪問などの支援を行い、介護支援専門員自身が主体的に問題解決能力を高めるための指導・助言を行う。
    - ・必要に応じて地域ケア会議を活用できるようサポートする。
  - ④ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携
    - ・介護支援専門員の資質向上、支援困難事例への指導助言において、連携、協働を図る。
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務
  - ① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
    - ・要支援者、事業対象者の自立に向けて適切に支援する。
    - ・短期集中予防サービスC（いきいきトレーニング・いきいきライフ）事業について、関係者と連携して効果的な運用を図る。
    - ・多職種連携会議の実施に協力する。
    - ・自立支援の理念を踏まえた市民への周知啓発を行う。
  - ② 一般介護予防事業（介護予防・日常生活総合事業）
    - ・新型コロナウイルス感染症の影響及び将来的な介護需要の高まりを見据え、フレイル・介護予防に重点的に取り組む。
    - ・市民への「自助」「互助」を促す介護予防の取組の啓発及び支援を行う。

- ・健康増進課地区担当保健師や生活支援コーディネーター第2層、交流センターとの連携を図り、地域における介護予防活動の浸透を目指す。

## 2 社会保障の充実分

### (1) 在宅医療と介護連携の推進

- ① 医療・介護の関係機関との連携支援を進める。
- ② 地域住民への普及啓発事業を実施する。

### (2) 生活支援体制整備事業の推進

- ① 生活支援コーディネーターが行う活動へ協力する。
- ② 生活支援体制整備事業（第2層）協議体の運営に関して、小地域ケア会議との連携を図る。
- ③ 新たな地域資源創出（通いの場・居場所・生活支援等）に向けて、キーパーソン等地域資源の把握に取り組む。
- ④ 高齢者の社会参加促進に協力する。

### (3) 認知症施策の推進

- ① 地域住民への普及啓発事業を実施する。
- ② 認知症地域支援推進員の活動に取り組む。
- ③ 認知症初期集中支援チームの活動へ参画する。

### (4) 地域ケア会議の実施

- ① 「磐田市地域ケア会議設置の基本的考え」及び「磐田市地域ケア会議運営マニュアル」により、地域の実情に合わせて実施する。
- ② 個別ケースの検討及び支援を進めるため、個別地域ケア会議を開催する。
- ③ 個別地域ケア会議の積み重ねを通じて、日常生活圏域レベルでの地域課題について整理・解決策の検討を行うため、小地域ケア会議を開催する。

## III 指定介護予防支援事業

要支援1・2の認定者に対して、現在の状態の維持・改善が図れるように利用者や家族と共に目標を定め、自立支援に向けた介護予防プランを作成する。また、利用者のアセスメントを十分に行い、適切なケアマネジメントのもと生活機能向上の実現を目標に掲げ、本人がセルフマネジメントの実践ができるよう多職種と連携し支援を行う。

包括的支援事業との業務を考慮し、居宅介護支援事業所への再委託を検討し適正なプラン数を担当する。

再委託しているプランについて、3職種が関わり責任を持って担当介護支援専門員に対し指導や支援を行う。また、同法人の実施するサービス利用については、抱え込みとならないよう細心の注意を払う。

## IV 運営体制

### 1 運営の基本的視点

センターは、以下の3つの視点を持って運営にあたる。

#### (1) 公益性

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的機関」であり、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

#### (2) 地域性

地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行うこと。

#### (3) 協働性

各専門職が「縦割り」で業務を行うことなく、業務の理念・基本的な骨格を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチでの事業運営を行うこと。

### 2 職員の配置

保健師（地域ケア・地域保健等に経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を適正に配置し、3職種が欠ける時期がないこと。

### 3 地域住民への周知

地域住民がセンターの場所や業務内容について理解できるよう、チラシ等の作成・配布を行う。

### 4 個人情報の保護

個人情報は、関係法令を遵守して適正に管理する。訪問者との相談の際は、施設構造に応じてプライバシーへの配慮を適切に行う。

### 5 苦情対応

対応マニュアル等を整備し、誠意をもって対応するとともに記録を残す。また、担当者や責任者を定め、利用者から見やすいところに掲示する。

### 6 人材育成

職員の資質向上を図るため、内外の研修に積極的に参加すると共に、参加しなかった職員に対しても研修で得た知識や情報の共有を図る。

### 7 センターのマネジメント

センター長は、センターのマネジメントを行うと共に、職員全員が目標や年間計画を共有できる体制を整える。また、PDCAサイクルに基づき継続性のある事業計画を策定する。年に1回以上、業務の質に対する中間評価を行い、事業の質の向上に努める。

災害や感染症等の影響により、センター運営が滞らないよう市と連携してBCPを策定する。

### 8 市との連携

センターは、センター長会議等の機会を通じて、市と連携して包括的支援事業の運営に努める。

また、専門職種等の職員で構成する会議等への参加を通して情報交換を進め、課題を共有し、解決に向けて主体的に取り組む。



(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

今年度のテーマ【 再活発!! 地域力で介護予防 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容が多様化、複雑化し、長期的に関わるケースが増えている。3職種の専門性を活かす支援が必要となっている。</li> <li>・昨年度に引き続き、向陽地域で出張相談会を曜日をきめて毎週開催するのとは合わせて、今年度からは西貝交流センターも出張相談を月に一度開催していく。地域で身近に相談できる場所づくりを提供し、同時に自分から SOS を発信できない人を少しでも拾っていく。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進課と協力して一体化事業をすすめていきたい。後期高齢者の健康状態不明者へのアプローチや、出張相談会の開催を併せて行うことで、地域との関係性を密にし、必要な支援や社会資源を提案していく。</li> <li>・重症化予防のためにも早くからの支援に結び付ける。</li> </ul>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頼れる親族がいない方や認知症を含めた精神障害を抱えている方の支援のなかで、成年後見制度などが必要な状況であれば、成年後見センターなどと連携を取り制度が活用できるよう対応する。</li> <li>・成年後見センターなどと協力し、地域住民や介護支援専門員などへ向けた研修を行い、制度を周知していく。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待が疑われるケースは慎重に事実確認し、迅速に初動会議（コアメンバー会議）を開催。虐待有無や緊急性の判断・対応方針の検討を行うとともに、終結を意識した虐待対応を行っていく。</li> <li>・虐待の早期発見のため、地域の民生委員や居宅介護支援事業所、介護サービス事業所などへ、対応方法を伝えていく。</li> <li>・困難事例について、個別地域ケア会議などを利用しながら対応方法を検討する。困窮している方の支援はくらしと仕事相談センターなどと協力していく。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害について相談があった場合には、事実確認を行い消費生活センターなどの関係機関につなげる。詐欺被害など犯罪行為は警察の生活安全課へ情報提供し、再発防止に努める。居宅介護支援事業所や介護サービス事業所へ広報活動を行っていく。</li> <li>・7包括の社会福祉士が協力し介護支援専門員などへ向けた勉強会を行う。</li> </ul>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・向陽地区、西貝塚地区の出張相談会を行っていく。</li> <li>・民生児童委員をはじめとする地域の関係団体と顔の見える関係性を構築する。</li> <li>・地域の医療や薬剤師等の多職種・他機関との連携</li> <li>・担当地域の地区社会福祉協議会・交流センター・生活支援コーディネーターと地域づくりの連携体制を図る。また、地域資源の把握に努める。</li> </ul>
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症等の状況をみながら、オンラインや対面式でネットワーク会議・事例検討会を開催し情報の共有や関係性の構築を図る。</li> <li>・エリア内の居宅対象に包括が主催する事例検討会では包括の社会福祉士と成年</li> </ul>

	<p>後見制度に関する勉強会と事例検討を企画し学ぶ機会を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括エリア内の主任介護支援専門員の会の活動を支援する。</li> <li>・ 3職種と包括エリア内居宅介護支援事業所に情報の提供や共有を図り個別地域ケア会議の開催を働きかける。</li> <li>・ 地域ケア会議を開催し利用者・支援者と介護支援専門員の関係づくり、課題の抽出の共有の支援を行う。</li> </ul>
--	---

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業対象者や要支援1・2の方に対して、日常生活の維持改善が図れるようご本人や家族の意向確認を行い、自立支援に向けた目標設定の提案やプラン作りに取り組む。又、地域の実情を把握し、必要な支援や情報が提供できるよう努める。</li> <li>・ 地域の介護支援専門員が自立支援に向けて適切なケアマネジメントが行えるようアセスメント能力の向上につながる研修を行政と包括共同で企画していく。</li> <li>・ 一般介護予防事業を積極的に活用するため、情報収集をし、介護支援専門員への情報提供も行っていく。又、地域サロンや福祉活動の場に出向き介護予防について出来る限り啓発を行う。</li> <li>・ 健康増進課地区担当の保健師と「まちの保健室」の案内や地域の健康に対する課題を明確にし、共通認識していく。そして、介護予防事業への取組や活動に協力していく。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の生活機能向上の実現そして自立に向けた取り組みを進めるうえで、C事業のモデル事業を活用していきたい。介護保険利用ありきではなく、地域活動への参加を常に意識できるよう、コミュニケーションを深めサービス提供事業者と連携を図りながら目標に向けて取り組んでいく。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症を知り正しく理解していただけるように認知症サポーター養成講座を幅広い年齢層に対して企業や地域の中で実施していく。</li> <li>・ 認知症の方への関わり方・予防に関心の高い地域にはフォーラムを開催するなど、地区社協と共催し活動していく。</li> <li>・ 年2回の包括便りに認知症についての記事を掲載して地域住民に回覧し正しい知識を知って頂く。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の出張相談会の時に城山・向陽包括エリア内の主任介護支援専門員の協力を得てオレンジカフェを開催していく。</li> <li>・ 各地区の居場所でオレンジカフェを開催し相談の機会を設けていく。</li> <li>・ 相談内容によっては認知症初期集中支援チームや他機関と連携を図っていく。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多職種連携によるまちの保健室の開催や、ACP講演会の開催をすることで、医療と介護と福祉の情報発信をしていく。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多職種連携は包括内のみでなく、地域の開業医・薬局や福祉関係機関等とも結びつきを深めて、ネットワークをつなぎ、地域包括ケアを進めていく。まずは地域の開業医や薬局等に包括についてのパンフレットや広報を進めていく。</li> </ul>

(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

## 今年度のテーマ

【 地域の『困った』の声を逃さない、職員の相談スキルのレベルアップと地域のつながり作り 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口であることの周知に努める。(広報作成、地域との連携講座、東部地区出張相談、インスタグラム等)</li> <li>・複合課題への対応力を高めるため、他機関の情報収集と連携強化を推進する。</li> <li>・個々の職員のスキルアップと専門性を活かしたチーム対応。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に個別訪問を行い、地区課題やニーズの把握に努める。</li> <li>・民生委員や福祉委員など地域の方々と連携を図り、個別支援が必要な方の把握に努め、必要な支援につなげるようにする。</li> </ul>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見支援センターと連携し、普及啓発や利用促進・市長申立ての検討や支援に取り組み、必要とする方が適切に利用できる様権利擁護体制の充実を図る。</li> <li>・各種専門職との連携や事例検討を通し、個々のスキルアップと専門性を活かしたチーム対応力の強化。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時から関係者が相談しやすいと思える関係性を構築し、虐待や困難事例の早期発見・早期対応を行う。</li> <li>・複合課題のケースに対応できる様、複数担当制のチームアプローチを行うと共に、関係機関と共有や検討を行っていく事で権利擁護体制を整え終結を目指す。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民相談センター、消費生活センターと情報共有や磐田警察署防犯課と連携し、最近の消費者被害の同行を把握して、啓発活動の実践を行う。</li> <li>・日常の総合相談においても消費者被害防止の視点を持ち、地域住民への注意喚起や、介護支援専門員や事業所職員への情報発信を行う。</li> </ul>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員、医療機関、介護事業所、障害支援機関、地域の関係機関等との連携が図れるように相互の勉強会や交流の場を企画し実施する。</li> <li>・交流センター事業や地域住民活動への関りを通して、住民と医療・福祉事業所が交流できる機会を作る。</li> <li>・医療、介護人材不足の課題に対して、ICT を用いた効率的な情報共有ができるよう IT 機器を積極的に活用する。</li> </ul>
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の主任介護支援専門員と協働し、社会資源の情報収集・社会資源ガイドマップの更新を続け、介護支援専門員が個別支援に役立てられるようにする。</li> <li>・介護支援専門員が抱える困りごとに対して、三職種が協力し、地域ケア会議等を用いながら多種多様な問題についての支援方法を検討する。</li> <li>・ケアマネジメントの質を高めるための勉強会・事例検討会等を企画し実施する。</li> </ul>

## &lt;介護予防ケアマネジメント業務&gt;

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法を遵守する。</li> <li>・適切なケアマネジメント手法を用い、アセスメントの抜け漏れのない、利用者</li> </ul>
--------------	--

	<p>の心身の状況に応じた適切なケアプランを作成し、P D C A サイクルで支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に散在する社会資源を把握し、利用者のニーズに応じて適切に活用できるよう情報を整理していく。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン、シニアクラブ、福祉委員会、自主グループなどへ出前講座を行い、介護予防やフレイル予防の普及に努める。</li> <li>・健康増進課や生活支援コーディネーターと協力し、介護予防・フレイル予防・認知症予防の普及に努める。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民のニーズを基に啓発事業（フォーラム等）を企画し、住民や交流センター、専門職と協働して実施する。</li> <li>・認知症サポーター養成講座受講後のフォローアップとしてステップアップ講座を企画し、地域での啓発活動等に継続的に協力可能な人材を育成する。</li> <li>・専門職有志で平成 28 年より継続する啓発事業（ラン伴）は、今年度パネル展示を行い、すべての人は『認知症があっても無くても共に生きる』地域住民であることを啓発していく。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジカフェと介護者の集いの開催場所と参加方法を再考し、新規参加者が集いやすい場作りを心掛ける。（喫茶の活用・申込不要の機会を増やす。）</li> <li>・初期集中支援チームの介入が必要なケースを迅速に支援に繋がられるよう、職員のアセスメント力向上と多職種との連携に努める。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動や総合相談から把握した住民ニーズを基に、交流センター講座やサロン等で啓発講座を企画する。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発事業の内容に応じて、市民相談センター、サービス事業所、医療機関等多機関と連携を図る。</li> <li>・地域住民と事業所、相互の活動への理解が深まるように講座やフォーラムへの協力を呼びかけていく。</li> <li>・ICT を効果的かつ安全に活用できるよう、積極的に研修参加し、職員のスキルを向上させていく。</li> </ul>

(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

今年度のテーマ【 独居高齢者の見守り支援ができるネットワークを作る 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<p>南部障害者相談支援センターと一事業所として、地域のワンストップ窓口の役割を継続していく。南部障害相談支援センターと合同で毎朝のミーティング、週 1 回の事例検討の場で情報共有、事例検討をして一事業所としての支援の方向性を検討する。世帯の支援ができるように地域活動支援センター、成年後見センター、子ども・わかもの相談センター、くらしと仕事相談センターとネットワークを作り協働して支援する。</p> <p>独居、身寄り無しの方の見守り支援が課題だと感じている。地域住民、介護保険のサービス事業所、居宅介護支援事業所やインフォーマルな社会資源を活用して見守り体制を構築していく。</p>
実態把握	<p>行政から抽出された対象者に個別訪問する中で、地域の実態を把握し課題を整理していく。また対象者のみではなく世帯の様子を確認し、必要時に南部障害者相談支援センターに介入を依頼していく。</p> <p>昨年度、自治会未加入の集合住宅（独居が多い）に対し、①管理会社・民生委員と情報共有、②民生委員と個別訪問を実施した。訪問後、身元保証人の問題や近所づきあいが無い方の安否確認等について課題を共有することができた。孤独死が 2 ケースあったため、引き続き管理会社や民生委員と連携し見守りのネットワークを構築していく。また必要に応じて地域ケア会議を開催していく。</p>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<p>成年後見制度の利用が必要な方は、独居の方が多いため、見守りをしていく中で必要時に速やかに提案ができるようにスキルを磨いていく。法定後見、任意後見、身元保証団体の対象者の違いや具体的な内容を整理して情報提供できるようにしていく。成年後見センターとも協力して、スムーズな利用につなげていくと共に地域の方への理解を深めていく。</p>
虐待防止及び困難事例対応	<p>虐待の発見、対応、予防が迅速に行えるように関係機関とのネットワークの構築に努める。精神障害の息子が高齢の親を虐待するという事例が続き虐待者が相談やサービスにつながっていない傾向も見られる。今後も、そのようなケースが増えると予測されるため、南部障害者支援センターとも連携して未然に防止する方法を考えていく。また、意思決定支援の必要性が高まっているため、チームで取り組むことができるようにスキルを身に付け、ケース会議を実施し、利用者が望む生活に近づけるように支援する。</p>
消費者被害防止	<p>磐田市消費生活センターや磐田警察署と情報交換をおこない、民児協やサロンで啓発をおこなう機会を作っていくと共に包括だよりでも適宜、情報を提供していく。</p> <p>被害の相談があった時には消費生活センターや磐田警察署と連携して支援を行い、圏域のサービス事業所にも情報提供し注意喚起する。</p>

## ＜包括的・継続的ケアマネジメント業務＞

ネットワーク構築	民児協、地区社協、福祉委員会、せいかつ応援クラブの会議に参加し地域の現状や課題の把握を継続する。せいかつ応援クラブには高齢者の困りごとを依頼していく。南、長野地区に地域の福祉を考える会議が発足したため、地域の課題を解決できる方法を検討し、小地域ケア会議に繋げていく。
介護支援専門員に対する支援	圏域の主任介護支援専門員と協働し結の会の企画、運営をしていく。介護支援専門員から民生委員や開業医との連携づくりの希望があったため、お互いの理解を深める目的の交流の場を作る。結の会ネットワークについては、どのような繋がり方ができるかを考えて、災害や感染等の不測の事態に備え、助け合える体制を整える。独居、身寄り無しの方の支援が課題になっているため、地域ケア会議を開催し支援のネットワーク作り、ケアマネ支援をしていく。

## ＜介護予防ケアマネジメント業務＞

介護予防ケアマネジメント	利用者の自立支援、地域や家庭の中で役割を担えるような目標に向かって支援をする。委託のケースについては、委託先と情報共有し必要時同行訪問やサービス担当者会議に参加し後方支援を行う。 多職種連携会議では利用者の自立支援の目標ができ、多職種からの助言を活かし介護支援専門員の資質向上の場となるように協力していく。
介護予防の取り組み	地区担当保健師と協力し、ロコモ度チェック、認知症、いきいき百歳体操、しゃきしゃき体操等介護予防に関する情報発信をしていく。高齢者サロンの出前講座では、外部講師、訪問看護の協力も得ながら介護予防に繋がる講話や体操を実施する。

## ＜認知症総合事支援業＞

住民への周知啓発	交流センター、地域づくり協議会、地区社協、市社協、医療機関、キャラバンメイト、地区保健師、居宅介護支援事業所と協力して認知症フォーラムを開催する。「認知症にならない」ではなく「誰もがなりうる」とし、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって暮らせる社会の実現を目指す。 また総合相談、サロンの出前講座などで認知症ハンドブックを活用し、認知症に関する啓発活動を行っていく。
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	認知症家族の交流会では、医療機関と一緒に開催し生活支援コーディネーターにも参加を呼び掛ける。介護者同士の意見や情報交換を中心に、看護師によるミニ講座や理学療法士によるリフレッシュ体操を行い、介護者の負担軽減や気分転換できる機会としていく。 また初期集中支援チームの介入が必要なケースをチームへつなげ、連携して対応していく。

## ＜在宅医療・介護連携推進事業＞

住民への普及啓発	民児協や地域のサロンの出前講座で介護保険や在宅医療、介護の利用について啓発し住民の知識を高める。 課題になっている通院介助をしてくれる社会資源の情報や、薬剤師による薬の知識、服薬の大切さ、薬剤師の在宅訪問等の講話を企画し在宅介護のサポートの情報を啓発する。
医療・介護の関係機関との連携	訪問診療や訪問看護と顔の見える関係づくりをして、地域住民の在宅介護の支援体制を充実させ、本人、家族の意向に沿った人生が過ごせるように支援する。

(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

## 今年度のテーマ【 孤立しない地域への働きかけ 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<b>関係機関と連携した相談体制の強化</b> 複合課題を抱える相談に対応できるように、他機関や多職種との連携を強化し、相談者の気持ちに寄り添った支援を行うよう努める。包括内での毎朝のケース共有や月 2 回のケース検討等を開催し、3 職種の視点で支援内容を検討する。
実態把握	<b>多面的な視点での個別課題と地域ニーズの把握</b> 一体的実施事業の中で健康状態不明者へ訪問する。今年度は健康状態不明かつ社会参加なし、と質問票の回答から確認できた方を訪問対象とするため、受診・健診・社会参加なしとなっている背景や要因を多面的に把握していきたい。また、適宜、社会資源や医療機関などの情報提供をしていきたい。

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<b>連携体制の強化</b> 成年後見センターや他の関係機関と連携し、チーム支援できるように意識的に働きかける。リーシャル会や後見カフェを通じ関係機関とのつながりを深める。
虐待防止及び困難事例対応	<b>高齢者やその家族の気持ちに寄り添った対応</b> 高齢者虐待については地域でのケアメン講座を開催し男性介護者の相談の場を増やし予防に努める。福祉課や他機関と連携し、虐待者（介護者）の気持ちに寄り添った対応を心掛ける。 困難事例は、関係者で情報共有を密にし、困難な状況に寄り添った対応を心掛ける。
消費者被害防止	<b>啓発と連携強化</b> 包括日より等で啓発を強化し、市民相談センターや磐田市防犯協会と定期的に情報共有を行う。

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<b>孤立をしない地域の仕組みづくり</b> 独居世帯や高齢者世帯が増加する中、ゴミの集積場まで遠い地区もあり、ゴミ出しの問題は大きな課題である。住民アンケートを実施し、現状を把握するとともに、課題解決に向けた会議の場を設ける。また、高齢独居世帯に対して、災害時における避難経路の確認や緊急連絡先等の実態を把握するよう努める。
介護支援専門員に対する支援	<b>居宅介護支援事業所間連携の充実</b> B C P から見る災害時における、居宅介護支援事業所間の連携と対応について、検討と協議の場を設ける。また、地域の主任介護支援専門員を中心とした事例検討会や研修の場を有効活用し、介護支援専門員同士の繋がりやスキルアップを目指す。

## ＜介護予防ケアマネジメント業務＞

介護予防ケアマネジメント	<p><b>自立支援に導く働きかけ</b></p> <p>本人の望む暮らしが引き出せるようなアセスメント、ケアマネジメントを行う。また、地域の中で役割や生きがいを持ち、通いの場などにつながるようなアプローチを意識していく。</p> <p><b>委託ケースの支援</b></p> <p>初回相談から途切れることのないように委託先との情報共有をスムーズに行う。</p>
介護予防の取り組み	<p><b>フレイルへの気づき</b></p> <p>フレイルへの関心・気づきの視点が持てるよう、サロンなどの出前講座だけでなく、包括だよりを通して働きかけを行う。フレイルの要因やリスク、改善の可能性についても理解してもらうことで、早期に介入・支援できることを目指していく。</p>

## ＜認知症総合支援事業＞

住民への周知啓発	<p><b>認知症理解の啓発</b></p> <p>幅広い高齢者・若年層に対して、認知症の予防と病気に対する理解を働きかけていく。予防については生活習慣病との関連やリスク要因について知ってもらい自らの予防活動につなげられるようにする。また病気についての正しい理解をすることで当事者・家族・周囲の人にとっても安心して生活できる地域づくりにつなげる。</p> <p><b>認知症フォーラム・サポーター養成講座の開催</b></p> <p>関係団体や協力者と協働で開催する。</p>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<p><b>認知症カフェの開催・支援</b></p> <p>認知症カフェが、地域の社会資源として定着するように、定期開催が行えるように支援をする。新たなつながりや交流を通して、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、見守りの支援体制の構築を目指したい。</p>

## ＜在宅医療・介護連携推進事業＞

住民への普及啓発	<p><b>交流センター講座の開催</b></p> <p>交流センターと協働し、「人生のしまい方」を住民と共に考えられる機会を設ける。また、介護支援専門員と協力し、終活ノートの普及啓発に取り組む。</p>
医療・介護の関係機関との連携	<p><b>お互いの役割を知る</b></p> <p>医療機関と介護事業所との多職種協働でのチームアプローチが行えるように、お互いの業務内容を理解し共有する機会を設ける。現状抱えている課題や問題点を座談会等を通じて話合う機会を設ける。</p>



(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

今年度のテーマ【 人と地域のフレイル予防に取り組もう 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民にとって、より身近な相談機関となれるように PR を継続する。</li> <li>・高齢者一人ひとりの相談に対して適切な対応を行うとともに、ワンストップ相談窓口としての役割も果たせるように、職員のスキルアップ、各関係機関との連携強化を図る。</li> </ul>
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の一体化事業からの未受診者の実態把握を行い、地域課題を明確にしていく。実態把握の中から支援の必要な高齢者に対応をしていく。</li> <li>・虫生、万瀬地域の実態把握を市社協（SC）・健康増進課と連携して行い、地域課題を明確にする。</li> </ul>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に対し、包括だよりの配布、民児協、サロン等での広報活動を行い、制度の周知と利用促進に努める。</li> <li>・専門職、相談機関、社協、福祉・医療事業所等の関係機関と連携を図る。必要があれば申し立て支援を行い、制度の利用につなげる。</li> <li>・磐田市成年後見センターと連携を図り、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援する。</li> <li>・市民後見人候補者養成講座へ協力する。</li> <li>・リーシャル会、後見カフェに参加しスキルアップを図る。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待防止について、地域住民への啓発活動を行い、予防・早期発見に努める。</li> <li>・居宅介護支援事業所への啓発と連携を行う。</li> <li>・7 包括社福社会合同でケアメン講座や啓発活動を行う。</li> <li>・磐田市高齢者虐待対応実務者マニュアルに基づき、行政を交えた虐待対応チームとして、初動会議を行い、緊急性の判断、対応方法の計画、評価会議を行う。</li> <li>・困難事例について、適切なアセスメントの上、支援方法の検討、緊急性の判断を行い、多機関との連携、役割分担をしながら対応する。必要に応じ、ケース会議、ケア会議を開催し、専門職、地域とのネットワークを形成し解決を図れるよう努める。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターと連携を図り情報共有を行う。</li> <li>・民児協、豊岡ケアマネ会、サロン等で情報提供を行い消費者被害防止に努める。</li> <li>・消費者被害の相談者に対し、事実確認を行い関係機関と連携し救済支援を行う。</li> <li>・交番や郵便局、銀行等へ訪問し、見守りネットワーク事業の協力事業所との連携強化を図る。</li> </ul>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民児協や福祉委員会、地区社協の定例会に出来る限り参加し、民生委員、福祉委員、生活支援コーディネーター等との連携強化を図る。</li> <li>・豊岡ケアマネ会を通して圏域内の介護支援専門員間の繋がりや、多職種とも顔</li> </ul>
----------	--

	<p>の見える関係作りが出来るように支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の台風被害の際の対応を振り返る小地域ケア会議を企画。有事の際の課題や対策を確認し、新たなネットワーク機能の構築に努める。</li> </ul>
介護支援専門員に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡ケアマネ会を2ヵ月毎に開催。主任介護支援専門員と協働しながら、事例検討会や勉強会を通して介護支援専門員の資質向上やメンタルケアを図る。</li> <li>・地域ケア会議の活用を促し、個別ケースへの対応や、他職種、各関係機関との連携を支援していく。</li> </ul>

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業の活用の仕方を見直しつつ、自立支援を意識したケアマネジメントを行う。また、居宅介護支援事業所への委託を増やし、予防を意識したケアマネジメントの周知を図っていく。</li> <li>・C事業を積極的に活用し、早期に介護予防ができるようにしていく。</li> </ul>
介護予防の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病予防、フレイル予防の啓発事業、第5回ウォーキング開催に向け関係機関と協力していく。</li> <li>・フレイル予防のため、①地域のリハ職と協力し、フレイルチェックと予防のための運動の習得ができる場、②健康を意識した食事について学べる場をつくっていく。</li> </ul>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の方も安心して過ごせる地域を目指す。認知症への偏見をなくし、理解を促すための講演会を開催する。</li> <li>・見守りネットワーク事業所や地域の人にオレンジシールの周知を図る。</li> <li>・オレンジシール登録者を訪問し活用状況の確認を行う。また、万が一の行方不明時に早期対応するために「家族が行方不明になったときにすること」を配布する。</li> </ul>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のキャラバンメイトを増やすために、認知症サポーター養成講座を開催し、地域の理解を促していく。</li> <li>・ごんカフェを年2回開催。認知症本人、家族、地域の方の交流の場としていく。同時に、介護者講座を行い、学びの場とする。</li> <li>・月2回開催の「まるん倶楽部」が、認知症初期で介護サービスの利用に至らない方や介護予防目的での交流の場となっているため継続していく。</li> <li>・支援に結びつかないケースについては、認知症初期集中支援チームを活用し、早期解決が図れるようにする。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーラルフレイルをテーマに講演会を計画。住み慣れた地域で最期まで暮らし続けていくために、お口の健康から、食べる、動く、出かけると言った健康寿命の延伸を目指す。</li> <li>・かかりつけ歯科や往診など、歯科との連携についても啓発する。</li> </ul>
医療・介護の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な訪問や日頃のケース対応から各関係機関とつながりをつくり、医療と介護の関係機関・関係者との連携の橋渡しになれるようにする。</li> <li>・医療・介護連携講演会を各関係機関と協働して開催することで、関係機関との連携強化を図る。</li> </ul>

## ＜総合相談支援業務＞

総合相談	<p>すべての業務の入り口となるのが総合相談であり、本人の持つ力や可能性をとものに探り、発揮できる環境を整える視点を持ち、本人の自己決定を尊重する支援を心掛ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応時、作成した総合相談フローを念頭に置き対応する。</li> <li>・自立支援モデル共創プロジェクトのモデルケースの実施。</li> <li>・総合相談のプロセス（受付→課題の明確化→行動計画→実行→各業務・事業へ移行）をふまえ、リハ職の視点を活かしたアセスメントの実践。</li> <li>・圏内 5 ヶ所の交流センターでの出張相談の実施。</li> </ul>
実態把握	<p>実態把握の目的「支援が必要な人を発見するとともに、地域ごとの課題やニーズを把握すること」を各職員が意識し取り組む。市から提供を受けたデータを整理し、優先順位を決め戸別訪問する。民生委員会、福祉委員会等で気になる高齢者や地域で課題となっている状況等の情報を収集する。支援が必要なケースは介入を行い、必要に応じて地域ケア会議を活用する。</p>

## ＜権利擁護業務＞

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な人が適切な支援が得られるよう相談・支援や関係機関との連携、専門職との連携に努める。</li> <li>・成年後見支援センターと連携し、成年後見制度利用促進フォーラム、市民後見人養成講座、市職員向け勉強会を開催し、制度の普及啓発に努め、支援の必要な方が制度を活用できるような磐田市の支援体制の推進を図る。</li> <li>・7 包括合同でリーシャル会・後見カフェを開催し、新たなネットワークの構築や関係機関との連携を深める。</li> </ul>
虐待防止及び困難事例対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年に虐待マニュアルを作成している。現在の状況に合わせマニュアルの見直しを市と 7 包括で協働し検討していく。</li> <li>・初動期から包括内・行政と情報を共有し、共通の認識を持ち虐待対応の終結を意識し支援を行う。</li> <li>・介護支援専門員とケースの発生要因と課題をともに考え、役割分担しながらチームで対応する。必要時地域ケア会議を活用し、支援や方向性を振り返る。</li> <li>・身寄りのない人への支援について課題を共有し、支援の仕組みを検討する。</li> </ul>
消費者被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止のポスターを作成し、管内の交流センターやコンビニエンスストア、郵便局に掲示してもらい、市民への注意喚起を行う。</li> <li>・秋に被害防止のためのホットレターを作成し、全戸回覧や配布を行う。</li> <li>・ケアマネ会を活用し、市民相談センターと連携して 7 包括合同研修を行う。</li> </ul>

## ＜包括的・継続的ケアマネジメント業務＞

ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議等を活用、介護支援専門員と必要な地域資源とのネットワークが構築できるようにする。</li> <li>・豊田みんなでつながり隊・菜の花の会と協働で、地域へ出向く機会を作る。介護支援専門員が、専門職との連携を深め、住民の声を聴き、日頃の支援に生かせるようにする。</li> </ul>
----------	--

<p>介護支援専門員に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員から相談のあったケースに対して、ミーティングや包括内事例検討、地域ケア会議等を活用し、支援する。</li> <li>・アセスメント力の向上・標準化を基盤とした個別支援の視点を持てるよう、7包括主任介護支援専門員と磐田ケアマネ会共催「疾患別ケアマネジメントに基づく事例検討会～認知症」を企画・開催。</li> <li>・圏域内の主任介護支援専門員と共同で「菜の花の会」を企画。ケアマネジメント力の向上を目的に、介護支援専門員の主体的な取り組みを支援する。</li> </ul>
----------------------	--

<介護予防ケアマネジメント業務>

<p>介護予防ケアマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援モデル共創プロジェクトに参加することで、リハ職と協働し、事業対象者や要支援者への支援を見直し、磐田市の総合事業の目指す姿を検討する。</li> <li>・直営の介護予防ケアマネジメント。自立支援モデル共創プロジェクトを念頭に置き、改めて自立支援のマネジメントを意識する。</li> <li>・委託の居宅介護支援事業所を担当制とし、手続き・プラン等の確認を継続。</li> </ul>
<p>介護予防の取り組み</p>	<p>出前講座や地域での会議・活動などの住民が集まる機会や、総合相談を活用し、フレイルの早期発見・フレイル予防の啓発を行い、住民が早期にフレイル予防・改善への主体的な取り組みに繋がることができるよう支援を行う。</p>

<認知症総合事支援業>

<p>住民への周知啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症をテーマにした映画の上映会、市民ファシリテーターと協力した上映後の意見交換会の開催。</li> <li>・サロン出前講座等の機会を活用し、認知症予防についてフレイル予防の観点を活かし、元気な仲間プロダクションと協力し行う。</li> <li>・地域の会議等を活用し、認知症サポーター養成講座の開催、キャラバンメイトの協力を啓発する。</li> </ul>
<p>認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チームにつなげるケースの検証を、市・他包括と検証し支援チームの力が発揮できる体制づくりを目指す。</li> <li>・豊田みんなでつながり隊と協働し、介護者教室・交流事業を計画し、介護者家族の交流、意見交換ができる場の基盤を作る。</li> <li>・地域でのつながりや、活動場所をつくるため、SCと協働した支援を展開する。必要時、地域ケア会議を活用する。</li> </ul>

<在宅医療・介護連携推進事業>

<p>住民への普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急情報シートの普及啓発をおこない、地域住民へ活用を働きかける。</li> <li>・健康増進課と協働し、地域の出前講座にてフレイル予防やACPをテーマに講話をおこない、住民の意識啓発に努める。</li> <li>・社会保険労務士を講師に介護離職防止の講演会を行い、40～60代へ働きかけ、相談や支援につなげることで、仕事と介護の両立を目指す。</li> </ul>
<p>医療・介護の関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田みんなでつながり隊（専門職団体）や菜の花の会（介護支援専門員の会）を活用し、地域の医療機関や介護施設、介護事業所との連携を深める。</li> <li>・上記2団体と協力し、介護者教室・交流事業を企画し、医療や介護の専門職が地域とつながり、専門職の力を発揮できる体制をつくる。</li> </ul>

(強調したいところを中心に、2枚にまとめてください)

## 今年度のテーマ【 地域住民の思いを形に 】

## &lt;総合相談支援業務&gt;

総合相談	<p>地域高齢者・家族、ネットワーク先を訪問し相談窓口のPRを継続して行う。相談対応においては、世帯（家族）支援の視点をもって情報収集・アセスメント課題抽出して支援にあたる。特に、くらしと仕事相談支援センター、福祉課・高齢者支援課・障害者相談支援センター・こども未来課と協働して、課題解決に向けての支援体制整備や資源開発への働きかけをする。</p> <p>昨年同様に、必要時関係者会議や地域ケア会議等活用を積極的に行い、ネットワークによる支援をすすめていく。</p>
実態把握	<p>75歳以上の未受診者を対象に訪問中心で実態把握する。毎年未受診者の中に一定数のセルフネグレクト、ネグレクトや閉じこもり、子や孫が未就労など本人・家族がいることを確認できており、そのことを念頭に置きながら、個々の対象者を丁寧に介入し見逃さない対応を実践する。</p>

## &lt;権利擁護業務&gt;

成年後見制度の活用	<p>成年後見制度の啓発、遺言、任意後見、死後事務委任契約、保証人団体との契約等々、個々の状況や課題に合った総合的な支援を検討する中で、必要な成年後見制度の活用をすすめていきたい。</p> <p>成年後見支援センターとの協働、市民後見人が活躍できる磐田市など、磐田市の権利擁護体制の発展に向け、一助となれるよう活動していく。</p>
虐待防止及び困難事例対応	<p>虐待事例では3年ほど前から、ネグレクトの増加が特徴的で家族支援に力を入れてきたが、困難事例も併せ、背景に社会的孤立、キーパー不在、若い世代の貧困や多重債務、就労の問題、孫の育児の問題など高齢者本人の課題とともに世帯全体の抱える問題や課題が重層化している家庭が増えている。</p> <p>また、行政や関係機関との連携において、共通理解やネットワーク構築、連携支援を進める上で包括が動かざるを得ない事例が多く、役割におさまらない支援など必要以上の業務負担を感じる。関係先との話し合いを重ねながら、居宅介護支援事業所とともに、それぞれの役割や業務を適正に考え、行動できるようにする。</p>
消費者被害防止	<p>実態把握や日ごろの個別訪問、カフェやサロン・シニアクラブでの訪問で、被害実態や被害が疑われる状況の情報収集、注意喚起を実施。また、警察・交番・消費生活センター、民生委員など関係者や、通所系訪問系のサービス事業所など関係機関とスムーズな相談や連携した対応を図る。問題解決まで継続フォローを行い、被害の未然防止、早期発見・解決、消費生活センターらと連携し救済支援を行っていく。</p>

## &lt;包括的・継続的ケアマネジメント業務&gt;

ネットワーク構築	<p>昨年度以上に地域の資源（インフォーマルサービス）の継続把握・連携強化、医療・介護・福祉・司法、記入機関などの関係機関とネットワークづくり・活用強化を実施する。住まい・就労・介護離職（介護者支援）の関係機関との有機的</p>
----------	--

	なネットワーク構築に力を注ぎたい。
介護支援専門員に対する支援	<p>居宅訪問や、個々の介護支援専門員と関わる時間を増やし信頼関係の構築に努める。複合世帯への対応や対応が困難なケースが増えている。状況により必要な機関等の紹介やボランティア活動、様々な社会資源の活用へのサポートを行い、個別地域ケア会議につなげていく。</p> <p>介護支援専門員同士の連携や、介護支援専門員の資質向上を目指し技術面の底上げを目指し、オンラインを活用した事例検討会や研修を開催し、それらを通してネットワークづくりをしていく。</p>

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防ケアマネジメント	<p>介護予防支援とケアマネジメント A は直接担当と並行して、業務委託していく。介護保険サービスの利用のみで要支援者、事業対象者を支援するのではなく、地域の社会資源の活用をしながら自立に向けた適切な支援計画ができるよう、介護支援専門員に提案していく。磐田市のケアプラン会議については、委託ケースを担当する介護支援専門員に対して伴走支援を行う。</p>
介護予防の取り組み	<p>コロナウィルス感染拡大防止により外出・交流を控えてきた地域高齢者に対して、体力づくりやフレイル予防の周知啓発を図る。具体的には、白羽ノルディックウォークの会、交流センター、地域担当保健師、生活支援コーディネーターと今まで取り組んできたノルディックウォークに加え、昨年度末よりスポーツのまち推進課、スポーツ指導員らの協力を得て、ボッチャの体験や継続的な活動の支援に取り組んでいる。</p> <p>また、上記関係者らとともに、活動の場がない地域やシニアクラブを退会した地域への新たな活動の場やつながりについて、働きかけや支援をすすめていく。</p>

<認知症総合事支援業>

住民への周知啓発	<p>地域住民へ周知啓発する機会として、認知症サポーター養成講座、11月交流センター講座、健康講座講演会を予定している。カフェ、サロン、シニアクラブでは「認知症の予防と共生」についての出前講座を予定。</p>
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	<p>認知症相談支援体制の充実として、認知症の人と家族を含む高齢者カフェ「ウェルカフェ」「ふれあいカフェ」、介護者支援として「介護者のつどい」を民間団体・事業所と共催で年間通じて実施する。また、認知症の方の健康管理や疾病の重症化予防をテーマに地域の開業医の先生とともに、関係団体と懇談会を予定。</p>

<在宅医療・介護連携推進事業>

住民への普及啓発	<p>地区社協（まちづくり協議会）との講演会や健康講座の開催と連動し、5月交流センター講座「楽しく健康寿命を目指そう」、年3回の東西北地区での介護予防講座、ノルディックウォーク、ボッチャの体験や継続した活動支援、カフェ、サロン、シニアクラブでのフレイル予防やACP関連の出前講座を予定。</p>
医療・介護の関係機関との連携	<p>竜洋地域の開業医、薬剤師会、介護保険事業所、民生委員、SC、地域のボラ団体などとの懇談会を予定。また、地域住民の居場所・通いの場や消費者被害・権利擁護関連・ACP関連などの情報提供をする広報誌を配布していく。</p>

## 令和5年度 城山向陽地域包括支援センター収支予算書

### 【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	35,265,000
介護予防支援費	5,877,000
介護予防ケアマネジメント費	10,916,000
合計	52,058,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

### 【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	33,700,000	28,649,000	5,051,000	職員の賃金(通勤費を含む)
共済費	5,196,000	4,409,000	787,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	20,000	15,000	5,000	講師などへの謝礼
旅費	30,000	25,000	5,000	出張のための交通費等
消耗品費	200,000	160,000	40,000	事務用品等
燃料費	150,000	125,000	25,000	ガソリン代等
食糧費	10,000	7,000	3,000	カフェ運営費等
印刷製本費	200,000	150,000	50,000	外注印刷、コピー等
光熱水費	100,000	80,000	20,000	電気・ガス・水道
修繕料	50,000	50,000	0	自動車車検、修繕
通信運搬費	650,000	600,000	50,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	30,000	30,000	0	保険
委託料	10,702,000	30,000	10,672,000	保守点検・ケアプラン作成委託料
使用料及び賃借料	700,000	630,000	70,000	駐車場代・リース料等
備品購入費	100,000	100,000	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	150,000	135,000	15,000	研修の負担金・協会等会費
公課費	40,000	40,000	0	自動車税
その他経費	30,000	30,000	0	上記以外の経費
合計	52,058,000	35,265,000	16,793,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和5年度 中部地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	30,258,000
介護予防支援費	11,400,000
介護予防ケアマネジメント費	3,453,000
合計	45,111,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	26,757,000	23,321,000	3,436,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	5,030,000	4,384,000	646,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	10,000	10,000	0	講師などへの謝礼
旅費	2,000	2,000	0	出張のための交通費等
消耗品費	346,000	239,000	107,000	
燃料費	150,000	108,000	42,000	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	187,000	129,000	58,000	印刷(コピー)
光熱水費	120,000	81,000	39,000	
修繕料	66,000	45,000	21,000	修繕(自動車車検)
通信運搬費	747,000	536,000	211,000	郵便代・電話代・インターネット接続
保険料	62,000	42,000	20,000	
委託料	9,893,000	56,000	9,837,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	703,000	474,000	229,000	リース料
備品購入費	104,000	71,000	33,000	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	155,000	104,000	51,000	研修の負担金、協会等会費
公課費	0	0	0	税金等
その他経費	779,000	656,000	123,000	上記以外の経費
合計	45,111,000	30,258,000	14,853,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。



令和5年度 磐田市南部地域地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	2,700,000
介護予防ケアマネジメント費	4,900,000
合計	27,644,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

72

28

【支出】

(単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	16,900,000	12,200,000	4,700,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	2,750,000	1,980,000	770,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	講師などへの謝礼
旅費	30,000	21,600	8,400	出張のための交通費等
消耗品費	200,000	144,000	56,000	衛生物品、事務用品他
燃料費	50,000	36,000	14,000	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	40,000	28,800	11,200	印刷(コピー)
光熱水費	250,000	180,000	70,000	
修繕料	0	0	0	
通信運搬費	144,000	103,680	40,320	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	146,000	105,120	40,880	賠償保険他
委託料	6,500,000		6,500,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	6,000	4,320	1,680	システム賃借料他
備品購入費	0	0	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	78,000	56,160	21,840	研修の負担金、協会等会費
公課費	500,000	360,000	140,000	税金等
その他経費	50,000	36,000	14,000	上記以外の経費
合計	27,644,000	15,255,680	12,388,320	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和5年度 豊岡地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	19,944,000
介護予防支援費	3,071,629
介護予防ケアマネジメント費	3,689,634
合計	26,705,263

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	19,045,876	16,379,455	2,666,421	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	2,731,052	2,348,706	382,346	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	講師などへの謝礼
旅費	0	0	0	出張のための交通費等
消耗品費	0	0	0	
燃料費	144,000	125,280	18,720	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	144,000	125,280	18,720	印刷(コピー)
光熱水費	57,427	49,962	7,465	
修繕料	190,970	166,144	24,826	修繕(自動車車検)
通信運搬費	276,000	241,685	34,315	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	58,124	50,568	7,556	
委託料	3,134,954	0	3,134,954	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	69,816	60,740	9,076	リース料
備品購入費	0	0	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	53,000	46,110	6,890	研修の負担金、協会等会費
公課費	40,600	35,322	5,278	税金等
その他経費	759,444	314,748	444,696	上記以外の経費
合計	26,705,263	19,944,000	6,761,263	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和5年度 豊田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	30,158,000
介護予防支援費	3,600,000
介護予防ケアマネジメント費	8,200,000
合計	41,958,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	25,600,000	20,500,000	5,100,000	
共済費	3,900,000	3,075,000	825,000	
報償費	300,000	100,000	200,000	
旅費	20,000	10,000	10,000	
消耗品費	352,000	252,000	100,000	
燃料費	150,000	75,000	75,000	
食糧費	30,000	30,000	0	
印刷製本費	500,000	350,000	150,000	
光熱水費	100,000	100,000	0	
修繕料	400,000	200,000	200,000	
通信運搬費	750,000	350,000	400,000	
保険料	180,000	90,000	90,000	
委託料	8,000,000	0	8,000,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	
備品購入費	300,000	300,000	0	
負担金等	150,000	70,000	80,000	
公課費	70,000	70,000	0	
その他経費	1,156,000	976,000	180,000	
合計	41,958,000	26,548,000	15,410,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和5年度 竜洋地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	7,994,000
介護予防ケアマネジメント費	2,568,000
合計	30,606,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	15,520,000	14,278,400	1,241,600	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	3,220,200	2,930,000	290,200	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	
旅費	10,000	10,000	0	出張のための交通費等
消耗品費	330,000	297,000	33,000	事務用品・衛生物品等
燃料費	190,000	171,000	19,000	ガソリン代
食糧費	10,000	10,000	0	
印刷製本費	300,000	270,000	30,000	複合機のカウント料等
光熱水費	100,000	90,000	10,000	支所の面積案分による
修繕料	260,000	234,000	26,000	修繕(自動車車検)等
通信運搬費	550,000	495,000	55,000	郵便代・電話代・インターネット接続
保険料	140,000	126,000	14,000	車両任意保険・賠償責任保険
委託料	9,405,800	619,600	8,786,200	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	230,000	207,000	23,000	リース代
備品購入費	0	0	0	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	160,000	144,000	16,000	研修の負担金・協会等会費
公課費	130,000	117,000	13,000	税金等
その他経費	50,000	45,000	5,000	上記以外の経費
合計	30,606,000	20,044,000	10,562,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

## 令和5年度 福田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科目	合計金額
市委託料	20,044,000
介護予防支援費	3,200,000
介護予防ケアマネジメント費	6,300,000
法人繰入金	3,352,000
合計	32,896,000

「再委託料を含む」  
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計  
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	20,839,000	16,057,000	4,782,000	
共済費	3,344,000	2,541,000	803,000	
報償費	15,000	11,000	4,000	
旅費	69,000	52,000	17,000	
消耗品費	168,000	128,000	40,000	
燃料費	131,000	100,000	31,000	
食糧費	20,000	15,000	5,000	
印刷製本費	26,000	20,000	6,000	
光熱水費	120,000	91,000	29,000	
修繕料	0	0	0	
通信運搬費	449,000	341,000	108,000	
保険料	0	0	0	
委託料	6,600,000	0	6,600,000	
使用料及び賃借料	787,000	598,000	189,000	
備品購入費	0	0	0	
負担金等	2,000	2,000	0	
公課費	0	0	0	
その他経費	326,000	88,000	238,000	
合計	32,896,000	20,044,000	12,852,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。